消費税率改正に係る地方消費税収の使途について

本年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%に引上げられるとともに、地方消費税率についても100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引上げられることとなりました。引上げ分の地方消費税収は、年金・医療・介護・子育てといった社会保障4経費その他社会保障施策に充てるものとされています。

（歳入）　・市町村交付金（社会保障財源化分）　138,000千円

▽平成26年度地方消費税交付金

583,712千円（H25年度決算見込）　×　170%（増収見込）　×10/12（H26年度反映月数）　≒　826,000千円（H26年度歳入見込）

⇒うち、引上げ分の地方消費税交付金（H26年度地方消費税交付金の2/12）

826000千円 ×　2/12　＝　137,667千円

≒　138,000千円

（歳出）　・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　7,178,307千円

（単位：千円）

区分	平成26年度予算	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他		うち引上げ分の地方消費税
障害者福祉事業	1,617,507	730,770	431,312	2,718	452,707	21,156
高齢者福祉事業	75,924	1,391	1,599	11,469	61,465	2,870
児童福祉事業	2,612,134	1,118,968	499,671	304,822	688,673	32,182
ひとり親福祉事業	310,974	101,475			209,499	9,784
生活保護扶助事業	1,073,200	797,249	8,200	10,000	257,751	12,047
地域医療体制整備事業	458,945			5,976	452,969	21,169
疾病予防対策事業	287,967	2,800	4,294		280,873	13,124
国民健康保険事業	491,403				491,403	22,963
後期高齢者医療事業	250,253		192,189		58,064	2,705
合　　計	7,178,307	2,752,653	1,137,265	334,985	2,953,404	138,000